

用語の解説

○ アジェンダ

- ・会議や政策立案などにおいて、議題や行動計画、進行順序などを体系的にまとめた一覧表や文書のことです。

○ アンコンシャス・バイアス

- ・自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことです。「無意識の偏見」と呼ばれます。

○ いじめ防止対策推進法

- ・自治体は「努力義務」、学校は「義務」として、実態に応じた「いじめ防止基本方針」を作ることが求められています。学校内にいじめ防止に必要な組織を作ることや、いじめた子への懲戒、出席停止措置などが盛り込まれています（平成25年9月施行）。

○ えせ同和行為

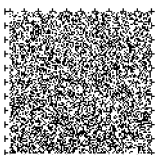
- ・部落差別（同和問題）は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも部落差別（同和問題）の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下にさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。これまで、部落差別（同和問題）の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれています。

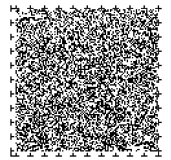
○ HIV

- ・ヒト免疫不全ウイルスの略。HIV感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染するが、感染力の弱いウイルスで、唾液や汗、尿を介しては感染しません。エイズの発症までには10年以上かかると言われており、近年ではエイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されています。

○ SDGs

- ・Sustainable Development Goalsの略です。国連で定められた持続可能な開発目標であり、全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真のことです。





○ NPO

- ・Non-Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」という意味です。株式会社などと違って営利を目的としない団体ということですが、たいていの場合は「社会的な課題」を自ら解決しようと活動する市民グループを指しています。平成10年（1998年）には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されています。

○ LGBTQ+

- ・レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）、クエスチョニングまたはクィア（Q）の頭文字を組み合わせた、性的マイノリティの総称の一つです。末尾の「+」には、これら5つの枠組みに限らず多様なセクシュアリティが存在することや、既存の枠に限定せず常に新しい多様性に対して開放的であり続けようとする前向きな意味が込められています。

○ 介護保険

- ・40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を支払い、介護サービスを利用する制度です。

○ 基本的人権

- ・単に人間であるということに基づいて、生まれながらにして持っている普遍的権利です。

○ 権利擁護

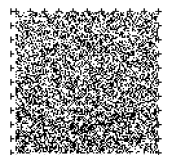
- ・自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利などを守ることです。

○ 国際人権規約

- ・世界人権宣言の精神に基づき、それに法的拘束力を持たせるため条約化したものです。1966年（昭和41年）12月に国連総会で採択された「1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「3. 市民的及び政治的権利に関する国際規約の議定書」の3つの条約の総称。日本は、「1」及び「2」の規約について、1979年（昭和54年）6月に締結しました。

○ ジェンダー

- ・社会的・文化的に形成された性別のこと。現在は性的少数者を含む性の多様性や、男性性なども重要な研究対象となっています。国際社会では「ジェンダー平等」が重要な政策課題とされ、国連は2030年までの実現を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」にも盛り込まれています。



○ 児童虐待の防止等に関する法律

- ・児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国・地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置などを定めることにより、児童虐待の防止などに関する施策を促進することを目的としています。

○ 児童虐待防止法

- ・児童虐待が児童の心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国および地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律です（平成12年11月施行）。

○ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

- ・こどもの人権や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を進めることをめざして1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約です。日本も、1994年（平成6年）4月に批准しています。この条約は、こどもの生存・発達・保護・参加の権利を実現するための具体的事項を規定しています。

○ 障害者基本法

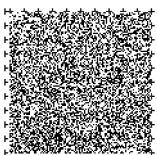
- ・身体障がい、知的障がい又は精神障がい（発達障がいを含む）により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。

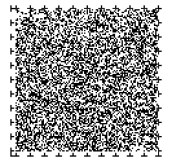
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律です。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています（平成25年6月制定）。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

- ・女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっています。従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられます。罰則規定はなく、同様のことが従業員300人以下の企業にも努力義務として課されます（平成27年8月制定）。





○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

- ・人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めたものです（平成12年12月施行）。

○ 心理的差別

- ・同和対策審議会答申によると心理的差別とは「人々の観念や意識のうちに潜在化する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する」とあります。同和地区出身であることを理由に結婚を反対することや、インターネット上で部落の地名を掲載したり、差別や偏見を助長する書き込みをしたりすること、特定の集団や所属を指し、侮蔑的な意味を込めて蔑称用語で表すことです。また、社会構造が結果的に差別につながっていることがあります。法的社会的における嫡出子と婚外子の取り扱いの差異や、道路や建物、交通機関、設備の構造上における障壁（バリア）などです。

○ スクールカウンセラー

- ・1960年代からいじめによる自殺や不登校が社会問題化して、1990（平成2）年には不登校の数は5万人近くまで増加しており、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が開始された1995（平成7）年には8万人を越えていました。このようないじめや不登校などの児童・生徒問題の対策として、学校内のカウンセリング機能の充実をはかるために公立学校に配置されているものです。

○ 生活困窮者自立支援法

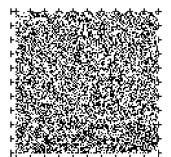
- ・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律です。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行います（平成27年4月施行）。

○ 性自認

- ・自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということです。「心の性」といわれることもあります。多くの人は「心の性」と「身体の性」が一致していますが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちも存在しています。性的指向も含めた性的少数者の総称として「LGBTQ+」や「SOGI」と表現されることもあります。

○ 性的指向

- ・人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、異性・同性両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指します。性自認も含めた性的少数者の総称として「LGBTQ+」や「SOGI」と表現されることもあります。



○ 性的マイノリティ

- ・いわゆるLGBTQ+など、様々な性のあり方の中で少数の立場にある人のことです。

○ 性同一性障害

- ・医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。医学的には、「身体の性」と「心の性」とが一致しないために、自らの「身体の性」に持続的な違和感を持ち、「心の性」に一致する身体の性を求める状態、つまりホルモン療法や手術療法を望むこともあります。

○ 成年後見制度

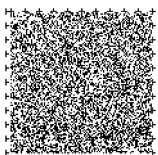
- ・知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者など、主として意思能力が十分でない人の財産が、その人の意思に即して保全活用され、また日常生活において主体性がよりよく実現されるように、財産管理や日常生活上の援助をする制度です。民法の禁治産・準禁治産制度を改正し、「後見」、「保佐」、「補助」の3種型に制度化されました。成年後見体制を充実するために、法人・複数成年後見人などによる成年後見事務の遂行、選任の斟酌事情の明文化や本人の身上に配慮すべき義務の明文化、法人成年後見監督人の選任、保佐監督人、補助監督人などについて規定されています。

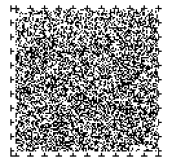
○ 世界人権宣言

- ・1948年（昭和23年）に国連総会において採択された国際的な人権宣言のことです。人民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。また、採択された12月10日は「人権デー」とされ、世界中で記念行事が行われています。日本では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

○ セクシュアル・ハラスメント

- ・相手の意に反する性的嫌がらせをさす言葉。略称「セクハラ」と呼ばれています。例えば、職場において、上司が労働者の胸などを触る性的な行為を拒否されたため、労働者に不利益な配置転換を行うことや、職場にヌードポスターを掲示しているため、労働者が苦痛に感じて業務に専念できないことなどがあります。また、男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれます。





○ 男女共同参画社会基本法

- ・男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策などの立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動とほかの活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。

○ ディープフェイク

- ・「ディープラーニング（深層学習）」と「フェイク（偽物）」を組み合わせた造語で、本物又は真実であるかのように誤って表示し、人々が発言又は行動していない言動を行っているかのような描写をすることを特徴とする、AI技術を用いて合成された音声、画像あるいは動画コンテンツのことをいいます。実在する人物を性的に加工する、いわゆる「性的ディープフェイク」の被害も深刻であり、更なる拡大が懸念されています。

○ デジタルサイネージ

- ・電子看板とも呼ばれ、表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体のことで、設置地域に即したリアルタイムな情報配信が可能であることが特徴です。

○ 二次的被害

- ・事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

○ 認知症

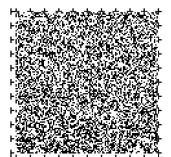
- ・成人後に、脳に損傷を受けることによって認知機能が低下する状態です。脳血管障害、脳外傷、変性疾患、アルコール中毒などが原因で起こります。原因疾患からアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症などに分類されます。

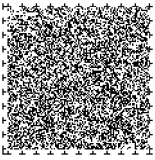
○ ノーマライゼーション

- ・障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

○ 発達障害者支援法

- ・自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいといった発達障がいのある人の援助などについて定めた法律です。発達障がいへの理解促進、生活全般にわたる支援の促進、関係部局の連携などがねらいとして示されています（平成17年4月施行）。





○ 犯罪被害者等基本法

- ・犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です（平成17年4月施行）。

○ ハラスメント

- ・嫌がらせやいじめのことです。嫌がらせやいじめをする側とされる側が特定の関係性にあるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等があります。アカデミック・ハラスメントは研究・教育上の権限または学術組織での職場権限を乱用して、研究活動、教育指導、又は業務上の妨害、嫌がらせを行ったり、不利益を与えることです。略称は「アカハラ」です。

○ バリアフリー

- ・もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

○ パワー・ハラスメント

- ・職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせをさす言葉です。略称「パワハラ」と呼ばれています。本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。

○ ハンセン病

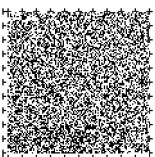
- ・1873（明治6）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

○ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

- ・全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、基本理念を定め、国および地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることの規定を定めた法律です（平成28年12月施行）。

○ ヘイトスピーチ

- ・特定の個人や集団、団体等の人種、宗教、民族文化、性別・性的指向等を差別的な意図をもって貶める言動のことです。



○ ボランティア活動

- ・ 自発的に（自発性・主体性の原則）、他者や社会のために（社会性・連帯性の原則）、金銭的な利益を第一に求めない（無給性・無償性の原則）活動のことです。

○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）

- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め推進することを目的に努めることを定めた法律です（平成28年6月施行）。

○ ユニバーサルデザイン

- ・ 年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方をいいます。

